

鳥取市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- 二 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- 三 消防団協力事業所表示証 第2条第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、鳥取市に鳥取市消防団協力事業所表示申請書（別記様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 協力事業所として認定する事業所等は次の各号に掲げる基準のいずれかに適合している事業所等とする。

- 一 従業員が消防団員として入団しており、従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- 二 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- 三 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると認められる事業所等

(審査委員会)

第5条 前2条に規定する申請又は推薦について審査するため、鳥取市消防団内に団長及び副団長で構成する鳥取市消防団協力事業所表示制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、前条の基準の適合について審査し、市長に報告するものとする。

3 審査委員会は、必要により審査の対象となる事業所等の従業員である消防団員が所属する消防団地区団長等の関係者から意見を聴取することができる。

(認定)

第6条 市長は審査委員会が認定基準に適合すると報告した事業所等について、協力事業所として認定するものとする。

2 認定は、原則2月、5月、8月、11月の年4回行うものとする。

(表示証の交付)

第7条 市長は、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している事業所は除く。)に表示証(別記様式第2号)を交付するものとする。

(表示証の表示)

第8条 協力事業所は、市の名称、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

一 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

二 パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

3 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる別記様式第2号のほか、別記様式第2号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第9条 表示証の交付に際して、市長は、鳥取市消防団協力事業所表示証交付整理簿(別紙様式第3号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第10条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第11条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、初回の認定についての表示の有効期間は、認定の日から2年を経過した後に最初に到来する3月31日までとし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第8条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、表示有効期間終了の日の前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定を取り消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第12条 市長は、協力事業所の名称、鳥取市消防団への協力内容、その他の事項について、鳥取市報又は鳥取市ホームページ等により公表するものとする。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、鳥取市総務部防災調整監危機管理課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は総務部防災調整監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から施行する。